

公益財団法人宮城県体育協会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第89条、同第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び定款第19条及び第33条の規定に基づき、公益財団法人宮城県体育協会の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

2 役員等で、非常勤役員（定款第34条）及び評議員（定款第19条）は、無報酬とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員等の報酬は、常勤役員にあっては本給及び特別手当並びに通勤手当とする。

(報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬は、その月の指定日に月額的全額を支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その休日の直前営業日に支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤役員の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額として年額1千万円を超えない範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員に支給する額に準じた額とする。

(役員退職金)

第7条 役員等が退職した場合には、役員退職金は支給しない。

(日割計算)

第8条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、解任され、又は辞任した場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から当法人の勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 役員が、定款第32条に該当する場合も同様とする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額は50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会及び理事会の議決を経て代表理事（会長）が別に定める。

附 則 この規程は、公益財団法人宮城県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。